

第 5 号報告

令和 4 年度大分県一般会計補正予算（第 3 号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 令和4年度 大分県一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大分県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,597,310千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734,696,038千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月2日専決

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 国 庫 支 出 金		138,113,768	2,597,310	140,711,078
	2 国 庫 補 助 金	108,180,350	2,597,310	110,777,660
歳 入 合 計		732,098,728	2,597,310	734,696,038

歳 出				
款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 商 工 費		101,328,170	2,597,310	103,925,480
	3 観 光 費	835,501	2,597,310	3,432,811
歳 出 合 計		732,098,728	2,597,310	734,696,038